

相続財産が未分割である場合の取扱い ～未分割は税理士業務に様々なリスクが生じる～

近年は相続財産に対する相続人の権利意識が強くなり、遺産分割争いが増え続けてきました。遺産分割の争いが相続税の場に持ち込まれると手続きが大変煩雑になり、未分割で申告することも稀ではありません。

このセミナーでは、遺産が未分割であるときのリスク、遺産分割が確定したときの手続き等を徹底解説します。

概要

1. 相続の承認と放棄
2. 遺産分割とは
3. 未分割の場合の相続税の申告
 - ・申告に当たっての具体的手続き
 - ・一部分割があった場合の未分割財産の申告
 - ・特別受益がある場合の具体的計算
 - ・連続して相続が開始した場合の相続税の申告期限
4. 遺産分割が確定した場合の手続き
 - ・修正申告・期限後申告
 - ・更正の請求の具体的手続きとリスク
5. 遺留分侵害額請求が確定した場合の手続き
 - ・遺留分侵害額とは
 - ・遺留分侵害額請求がされている場合の相続税の申告
 - ・遺留分侵害額を物件で支払った場合の所得税

※上記の項目は、予告なく変更する場合がございます。

講師

MJS税経システム研究所 客員研究員

税理士 武田 秀和（たけだ ひでかず）

略歴：昭和50年4月 東京国税局総務部採用(国税専門官第5期) 以後、東京国税局資料調査課、東京派遣監察官室、浅草、四谷、東村山、杉並各税務署資産課税部門に勤務

平成20年8月 武田秀和税理士事務所設立

主な著書：『相続税の重要テーマ解説』『贈与税の重要テーマ解説』『一般動産・知的財産権・その他の財産の相続税評価ポイント解説』『遺産分割と遺贈の相続税実務ポイント解説』以上税務研究会、『小規模宅地等の特例』『不動産の売却にかかる譲渡所得の税金(第2版)』『譲渡所得の基礎・徹底解説』『相続税調査はどう行われるか』『借地権(第3版)』以上税務経理協会、『相続事業承継を取り巻く法務と税務』法令出版 他多数

受講料

当日会場受付にて申し受けます

- 近畿税制研究会 会員(1名) ……無料
- 同上 2名以上1名につき ……1,100円(税込)
- 会員以外の税理士会 会員 ……7,700円(税込)

※本研修会は近畿税理士会の「研修規則」に定める36時間研修に該当します。

※テキストのみの販売はいたしておりません。

日時 2025年7月8日(火) 14:00～17:00 (13:30開場)

会場 都ホテル 京都八条
陽明殿

京都市南区西九条院町17
TEL: 075-661-7111

定員 70名
(先着順／定員になり次第締切)

研修受講申込書 FAX: 06-6312-3699 ※申込締切日 6/27 (金)

貴所名		受講区分	☐ 会員 ・ ☐ 非会員
ご住所	〒	TEL	
受講者名		FAX	
		税理士登録番号 ※必須	

※お申し込みの際にご記入いただくお客様の個人情報は、受付業務にあたり名簿作成を行いお客様へ対応する上で必要なものです。また、今後開催される研修会のご案内をするために、お預りした情報を利用させていただくことがあります。当会では、記入していただいた情報を適切に管理し、お客様の承諾なく第三者に開示・提供することはありません。ご案内が不要なお客様は、当会にお申し付けください。

◆入会ご希望の場合は、右記に☑をつけてください。入会申込書をご送付いたします。

入会申込書希望



お問い合わせ先

近畿税制研究会 事務局 担当：梅原 <https://www.kinzeisei.com>

〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル14F TEL:06-6312-3690